

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月22日 14時20分ごろ
発生場所	北海道木古内町木古内漁港（釜谷地区） 更木野四等三角点から真方位103° 1,300m付近 （概位 北緯41° 42.4′ 東経140° 32.2′）
事故の概要	引船第十六銀世丸は、北進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月10日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第十六銀世丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	202-5063北海道、矢口港湾建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損及び欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、工事が完了した現場の確認作業を終え、木古内漁港（釜谷地区）に向かった。</p> <p>本船は、木古内漁港（釜谷地区）の南防波堤と東防波堤の間を手動操舵により北進中、‘南防波堤東端付近に設置された海面下の消波ブロック’（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げて乗り切った。</p> <p>船長は、木古内漁港（釜谷地区）の入出港の経験があり、本件消波ブロックの存在を知っていたが、GPSプロッターを使用して船位を確認していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.0mであった。</p>
分析	本船は、木古内漁港（釜谷地区）を北進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、本件消波ブロックに向かう状態となっていることに気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、木古内漁港（釜谷地区）を北進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、本件消波ブロックに向かう状態となっていることに気付かず、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入出港の経験がある港においても、GPSプロッター等を使用し

	て船位の確認を行うこと。
--	--------------